

第1回京都府道路関係 条例検討委員会資料

平成23年11月8日
京都府建設交通部
道路計画課・道路管理課

目次

(経過)

- 地方分権の動きと義務付け・枠付けの見直し
- 道路関係の義務付け・枠付けの見直し
- 条例制定のスケジュール(案)

(議事)

1. 条例制定に係る京都府の基本的考え方
2. 条例制定に係る独自基準について
 - 道路構造令
 - 標識令
 - 道路移動等円滑化基準

(経過1) 地方分権の動きと義務付け・枠付けの見直し

地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けが多数存在

地方自治体の自主性を強化し、自由度を拡大するとともに、自らの責任において行政を展開できる仕組みを構築することが必要

義務付け・枠付けにより条例で自主的に定める余地を認めていない法令を見直すべき

施設・公物設置管理の基準の見直し
協議、同意、許可・認可・承認の見直し
計画等の策定及びその手続きの見直し

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布

(経過2) 道路関係の義務付け・枠付けの見直し

道路法第30条第1項及び第2項 【道路構造令】

都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準について、設計車両、建築限界及び橋、高架の道路等の設計自動車荷重に係る基準を除き、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

道路法第45条第2項 【道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（標識令）】

都道府県道及び市町村道の道路管理者が設ける道路標識の様式等に関する事項のうち、案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさに係る基準を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項及び第2項 【移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令】

都道府県又は市町村が道路管理者である場合の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

上記3つの見直しにおいて、「条例は政省令を参酌して定める」とされており、政省令を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが可能

(経過3) 条例制定のスケジュール(案)

平成23年11月 8日	第1回検討委員会
12月	パブリックコメント
平成24年 1月上・中旬	第2回検討委員会
2月	京都府議会2月定例会 条例(案)上程
4月 1日	条例施行

1-1 条例制定に係る京都府の基本的考え方

京都府の道路整備方針

京都府が目指すべき道路整備の方向を示したもの

「**京の道づくり重点プラン**」(平成20年策定)

地域の状況に応じた1.5車線の道路整備の考え方を示したもの

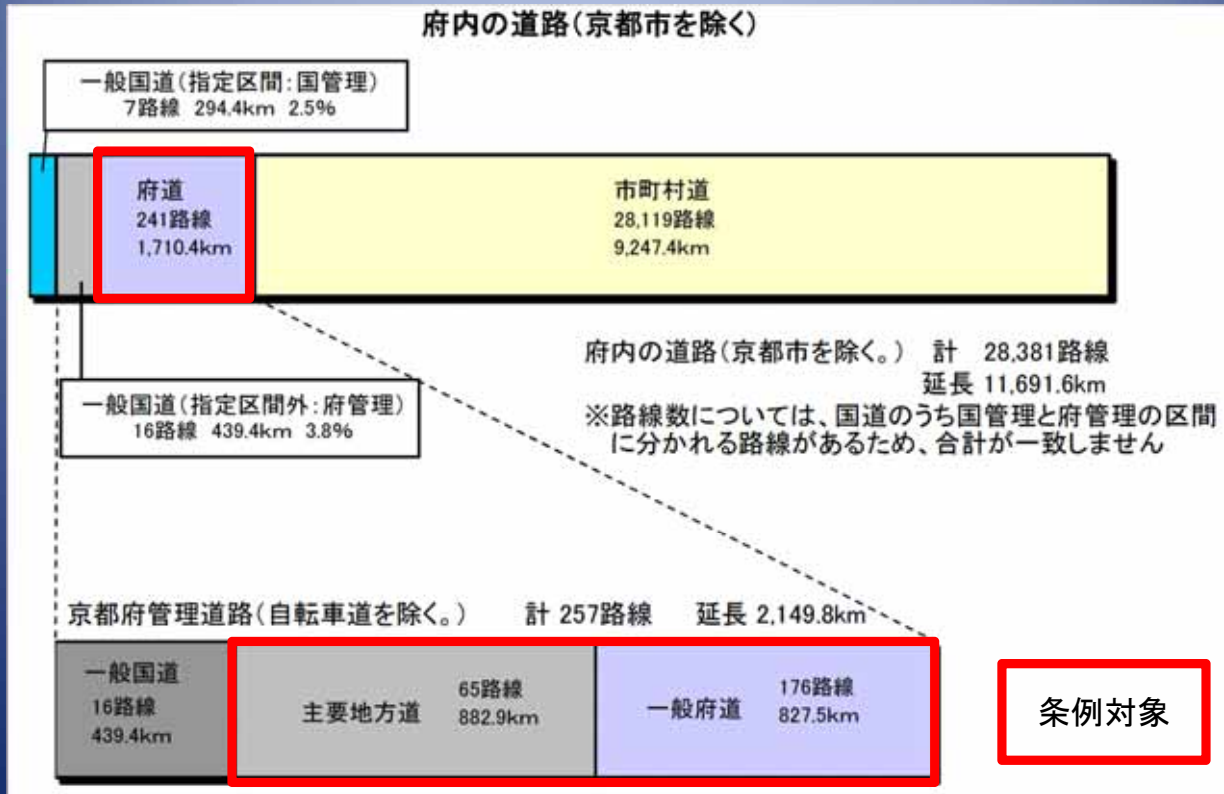
「**京都府の道づくりガイドライン**」(平成17年策定)



今回条例制定する「**道路構造令**」「**標識令**」「**道路移動等円滑化基準**」は...

- ・道路の新設、改築や、標識を設置する場合における**道路構造や標識についての技術基準**
- ・**京都府が管理する京都府道が対象**(国道と重複する区間を除く)

1-2 条例制定に係る京都府の基本的考え方



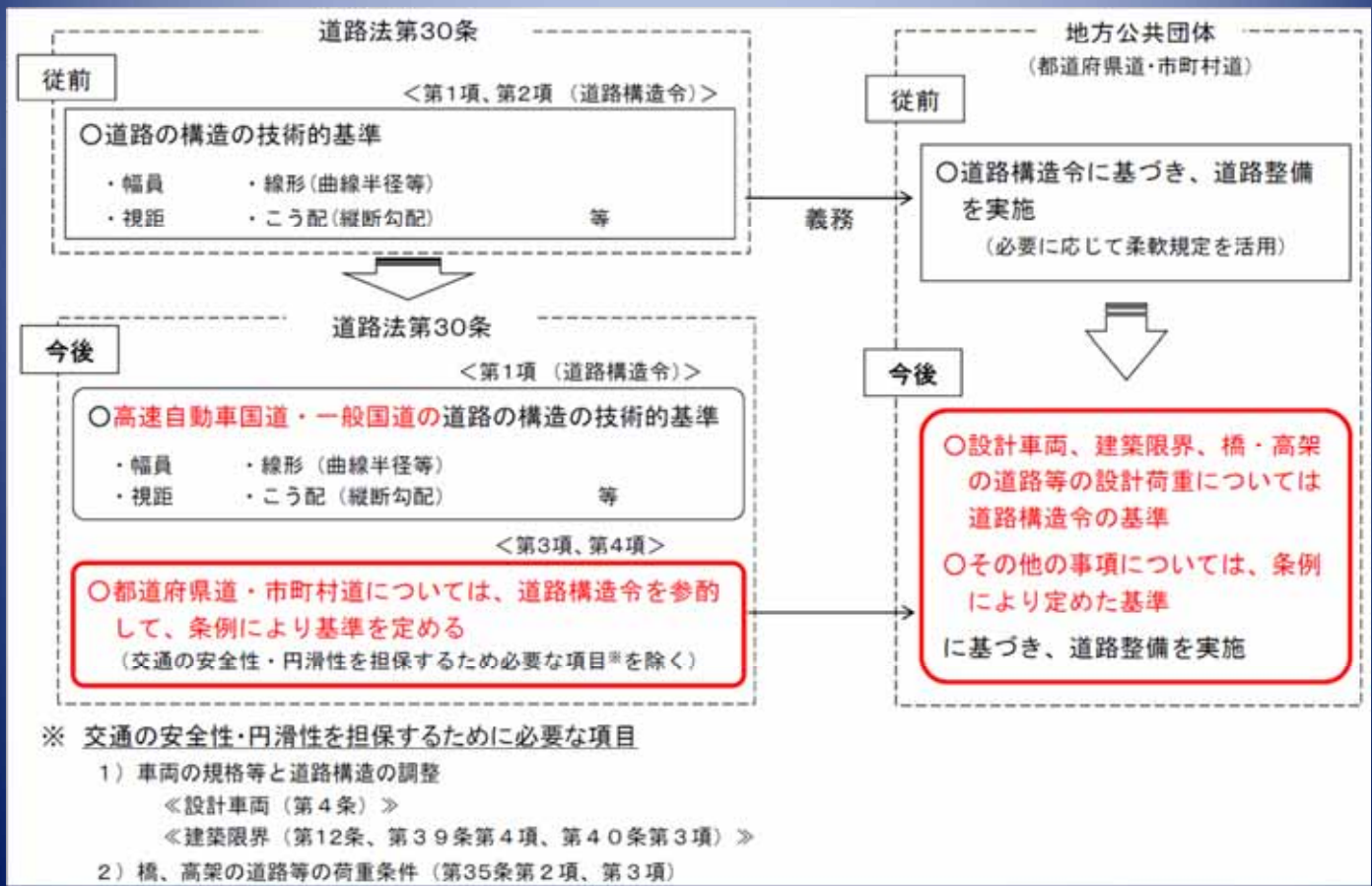
1-3 条例制定に係る京都府の基本的考え方

政省令	委任対象			委任対象外	
	独自基準(案)	政令等を踏襲		項目	理由
	項目	項目	理由		
道路構造令	<ul style="list-style-type: none"> 自転車と歩行者の事故防止(路肩の拡大・カラー舗装) 適切な歩行空間の確保(歩道幅員の見直し) 等 	車道幅員 縦断勾配 視距 等	車の走行の安全性にかかる内容については、独自基準を設ける必要がない	設計車両 建築限界 等	全国統一基準とすべき内容
標識令 1	<ul style="list-style-type: none"> 見やすい、分かりやすい標識整備(標識、文字寸法の拡大) 地域の魅力を発信する標識整備(観光案内板) 等 	なし		案内標識及び警戒標識の表示、色彩、文字の形 等	
道路移動等円滑化基準 2	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが安心して歩ける歩道整備(歩道段差の縮小) 等 	立体横断施設 乗合自動車 停留所 等	すでに京都府福祉のまちづくり条例で独自基準を設けている	なし	

1 : 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

2 : 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令

2-1-1 道路構造令



2-1-2 道路構造令【課題抽出①】



府道 宇治淀線

自転車と歩行者の交通事故が増加！



京都府警HP

- ・自転車道や自転車歩行者道があれば安全に通行できるが、時間と費用がかかる。
- ・近年、全国的に自転車による交通事故が多発

自転車と歩行者を分離する速攻性のある対策が必要



府道 福知山綾部線

2-1-3 道路構造令【課題抽出②】



府道 伏見柳谷高槻線



柱がじゃまで
歩きにくい...

歩道が狭くてすれ
ちがいが難しい...

- ・人がすれ違うには最低 1.5 m の幅が必要
- ・車いすどうしがすれ違うには最低 2 m の幅が必要

人や車いすがスムーズに移動するには、標識柱や縁石等を除いた、実質、通行可能な幅の確保が必要

歩行者・自転車の通行量に応じた幅員設定が必要



府道 中山向日線

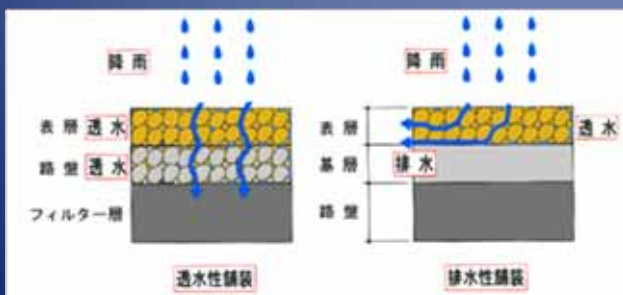
2-1-4 道路構造令【課題抽出③】



排水性舗装 施工前（雨天時）



排水性舗装 施工後（雨天時）



排水性舗装・透水性舗装の模式図

車道部の排水性舗装の効果

- ・騒音低減
- ・夜間雨天時の路面のガラガラ防止
- ・水はね防止

歩道部の透水性舗装の効果

- ・水たまり解消
- ・ヒートアイランド防止など環境への配慮

対象道路の拡大が必要

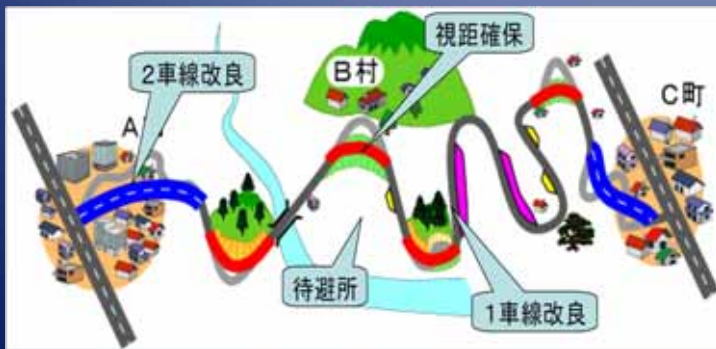
2-1-5 道路構造令【課題抽出④】



整備前



1.5車線の整備後



1.5車線の道路整備のイメージ

- ・ 現行の道路構造令において、府道は2車線整備が原則
- ・ 1車線改良はただし書きによる市町村道改良規格の適用
- ・ 地域の生活を支える道路の整備のスピードアップを図るため、これまで「京都府の道づくりガイドライン」に基づき1.5車線の道路整備を推進

**府道の1車線改良規格について、
本則として明記する必要**

2-1-6 道路構造令【独自基準(案)】

京都府の目指すべき道路整備の方向性を示した「京の道づくり重点プラン」の考え方を踏まえ…

府民の安心・安全を第一に！

- ◎ 自転車の走行空間の確保(幅の広い路肩を規定、カラー舗装で自転車走行位置を明示)
 - 自転車の交通事故防止とともに、安心して歩ける歩道を整備
- ◎ 自転車歩行者道及び歩道の幅員の見直し(縁石等を除いた有効幅員を規定)
 - 歩行者・自転車の通行量に応じた幅員
- ◎ 舗装構造の見直し(排水性舗装の対象道路拡大、透水性舗装を新たに規定)
 - 降雨時にも安全な走行空間を確保し、地下水涵養など環境面にも配慮

徹底的に既存道路を活かす！

- ◎ 2車線整備にとらわれない府道の改良規格を創設(1車線改良規格を規定)
 - 府民のニーズに適した道路規格を採用することにより、京都の独自性を活かした道路整備を推進
 - 地域の実情に見合った早期の円滑な道路整備が可能

2-2-1 標識令

1) 標識の寸法 (第3条 別表第2 備考一(二))

- ・寸法が図示されているものについては、図示の寸法を基準とする。
- ・高速道路以外の道路では、種類に応じて2倍まで拡大が可能。

■案内標識

<寸法の規定がないもの>



方面、方向及び道路の通称名
(108の4)

<寸法の規定があるもの>



道路の通称名
(119のB)

■警戒標識



ト形道路交差点あり
(201のB)

■ これらの基準に関しては、都道府県道及び市町村道については、条例により基準を定める。

2) 文字の大きさ (第3条 別表第2 備考一(五))

- ・案内標識の文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値を基準とする。

ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度 (km/時)	70以上	40,50又は60	30以下
文字の大きさ (cm)	30	20	10

2-2-2 標識令

道路標識一覧



道路管理者が設置する道路標識(ハッチング部分は条例委任対象) 道路管理者又は公安委員会が設置する道路標識

2-2-3 標識令【課題抽出】

字が小さくて読みにくい標識



<従前>



<縮小後>



標識で地域景観が損なわれることも…。



全国共通の案内板

全国共通の標識では地域の魅力が伝わらない！



観光地の案内板

2-2-4 標識令【独自基準(案)】

高齢化社会を見据えた安心の道路整備、地域活力を支援する道路整備

高齢化社会を見据えた安心の道路整備

見やすい、分かりやすい標識の整備

- ▶ 警戒標識の寸法の基準値を従来より大きくする。
- ▶ 文字の大きさの基準値を従来より大きくする。

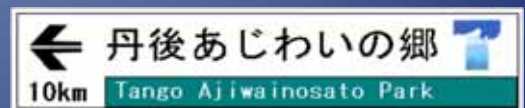
地域活力を支援する道路整備

地域の景観保全に配慮した標識整備

- ▶ 景観に配慮が必要な箇所等については、標識の大きさを縮小できる規定を設定

地域の魅力を発信する標識整備

- ▶ 地域の特色ある施設等の施設案内板を設置することで、地域振興及び地域の魅力を発信する。



2-3-1 道路移動等円滑化基準【課題抽出】

主旨

高齢者、身体障害者等の移動等に際しての身体の負担を軽減し、移動の利便性及び安全性の向上を図るための道路構造の遵守すべき最低基準を示したもの

内容

歩道等、立体横断施設、乗合自動車停留所、路面電車停留所等、自動車駐車場、案内標識、視覚障害者誘導用ブロック、休憩施設、照明施設、駅前広場の道路構造の遵守すべき最低基準を示す。

道路管理者の適合義務

適合義務	特定道路の新設、改良、管理	法第10条第1項、第2項
適合努力義務	特定道路以外の道路の新設、改良、管理	法第10条第3項

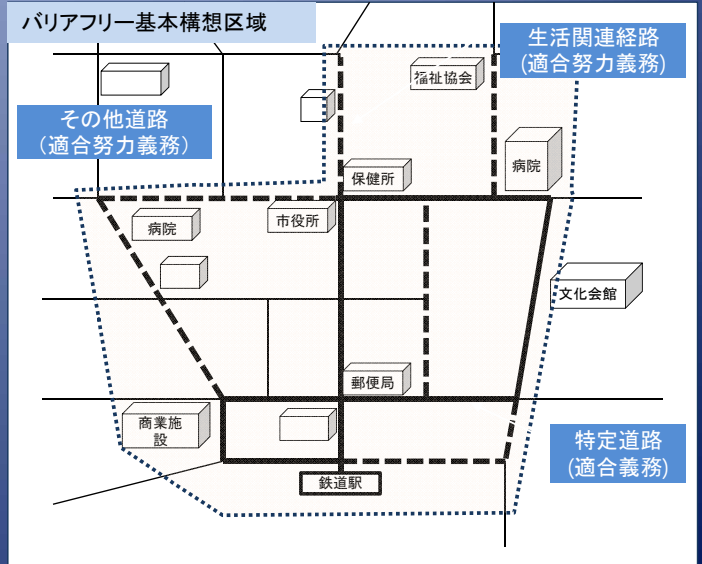
高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律

特定道路

バリアフリー基本構想を策定した市町村が、生活関連経路を構成する道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路のうち、道路特定事業を実施するものとして、道路特定事業計画を作成し、国土交通大臣が指定した路線及び区間

【京都府管理道路】

- ・宇治淀線(大久保駅前) 800m 整備済
- ・京都宇治(宇治橋) 200m 整備済



2-3-2 道路移動等円滑化基準【課題抽出】

歩道の段差や隙間が移動の支障に！



バリアフリーで車の進入を防護できない！

視覚障害者は自転車 が脅威！



2-3-3 道路移動等円滑化基準【独自基準(案)】

全ての人々が、安心・安全に利用できる道路のユニバーサル化を推進

誰もが安心して歩ける道路整備

より段差の少ない移動しやすい歩道整備

- 横断歩道等に接続する歩道の部分と車道の段差を縁石構造によっては段差なしも可能とする。
- 車椅子、杖使用者等の通行に配慮して、側溝や集水枿を設ける場合の蓋の目の寸法を小さくする。

バリアフリー歩道における交通安全対策

- 交差点部の歩道への車両進入による事故防止のため、縁石等による安全対策の実施を規定する。

歩行者と自転車を分離し、安心して歩ける歩道づくり

- 自転車歩行者道における歩行者と自転車の通行区分を明示する。